

打合せ・協議会等会議録

| | |
|--------|---------------------|
| 1 会議名称 | 第3回朝日村男女共同参画審議会 会議録 |
| 2 開催日 | 令和3年8月20日(金) |
| 3 時間 | 午後2時00分～午後4時10分 |
| 4 場所 | 朝日村役場 大会議室 |
| 5 出席者 | 別紙のとおり |

○概要

1 開会(総務課長)

2 挨拶(塩原会長)

3 協議事項

(1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について(事務局)

ア 前文の検討

修正案を事務局より説明の上、承認を得た。

イ 条例案修正事項

・第2条(1)「男女共同参画社会」の定義について、主語を「男女」から「全ての
人」に修正することなどについて承認を得た。

・第7条「教育関係者の責務」から「教育における推進」への修正について説明し、
承認を得た。

・第10条「基本計画」に関する条文の主語を「村」とするか「村長」とするかが
検討された。最終的には事務局で研究し、決定することとした。

ウ 条例名の検討

「朝日村男女共同参画社会推進条例」に多数の賛同の意見あり。庁内の意見を踏まえ、
パブリックコメントまでに事務局で決定することについて承認を得た。

(2) 令和3年度進捗管理シート(事務局)

各課庁内推進協議会の委員出席により説明した。

(3) その他

ア パブリックコメント 9月10日(金)～10月9日(月)(予定)

イ 第4回男女共同参画審議会 11月19日(金)14:00 大会議室

ウ 多様な性のあり方に関する職員研修(仮称)

10月6日(水) 13:30～15:00 大会議室

4 閉会(総務課長)

○会議内容

1 開会

総務課長

開会の前に、本日、中村八重美副会長及び青柳恵利香 PTA 副会長より欠席の連絡をいただいております。

では定刻となりましたので、これより第3回朝日村男女共同参画審議会を開催させていただきます。

2 挨拶

塩原会長

着座のまま失礼させていただきます。改めましてこんにちは。

雨続きの大変な状況の中で村の中でもあちこちで災害が起きているという報告を今日の午前中議会の全員協議会が急遽開かれましてそんな報告を受けました。相当鉢盛山の方の野俣沢というところが荒れたということで今庁舎から鉢盛山を見ますと確かに赤く剥き出しになった山肌が見ることができます。どんな状況なのかこれから報告を受けていきます。そうは言いましても人的な災害がなかったことが今回はまあよかったかなというふうに思うところであります。

また気象情報によりますと、明日からも雨という状況の中で今日は貴重な昼間の晴れの合間のいろいろとお忙しい中、このような時間帯にお集まりいただきました。ありがとうございます。

実はその議会の全員協議会の終了後にですね、フューチャーデザイン研修会というのがございます、そのフューチャーデザインというのは、職員の研修のために開かれたものなのですが、要は将来の村民が、満足する地域のために今私たちがどのように行動を変えて取り組んでいかなきゃいけないかという、結局今日の前に広がる利害関係に、いろいろと囚われがちなんです、**「まあ将来は何とかなるだろう。」**という楽観論が人間には本質的にあるんだそうです。でもその楽観論を切り替えて、将来の村民に満足する 20 年後 30 年後ですけど、そんな地域社会を作っていくために今私たちがどういうことに自分の気持ちを切り替えて、そういう視点で歩んでいかなければならないかっていうのがフューチャーデザインであり、で職員の研修というのは職員がそういう視点を持って仕事をしていくんだと、いうことで開かれた研修会だったんですが、私たち議会もそこに同席させていただいて勉強を一緒にするんだというのでそんな研修会でありました。そこでちょっと感じたことなんですが、わたくしはこの男女共同参画の条例作りもまさにそういった視点、20 年度 30 年後の朝日村の男女がいろんな性別とかそういうものにとられることなく、みんなが満足できる、人としての社会が築かれていくという視点、そんなところでの条例づくりあるいは具体策が、資料としていろいろ出ておりますけれども、そんな視点がこの会議にも求められるのかなあとと思いながら、今日はその FD の研修会に出席させていただきました。

それで今日の会議はですね、これまで素案として検討してきたもの、それを条例案という形で条例の名前まで決めていただく、そういう条例の全体の姿を今日の会議で決めていくという会議になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう 1 点がですね、提示されていますように、進捗管理シートという大きな紙がありますが、その説明を具体的にまだ聞いておりませんので、本日はその関係する職員が全員ここに出席いただいて、説明をいただくというふうにしておりますので、またその個所についてですね何か質問等ありましたら御意見を出していただければと思います。そういうことで本日の会議はよろしくお願ひしたいと思ひます。私の挨拶は以上です。

3 協議事項

(1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について (事務局)

ア 前文の検討

事務局

資料により説明

塩原会長

今事務局の説明がありましたとおり、「会議後の修正案」でいかがかということでございます。これについての御意見がありましたらお願いします。

上條委員

これで結構です。

塩原会長

皆さんよろしいでしょうか。では、全員これでお認めいただけたということでじゃあ前文はこれで進めていきます。よろしくお願ひします。

では次に条例案の修正事項についての説明お願ひいたします。

(1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について (事務局)

イ 条例案修正事項

事務局

資料により説明

塩原会長

ただいま事務局から説明がありました。前回出された各委員の方々の御意見を庁内の検討会で協議し、更に事務方で内容を精査し、現在のような姿になったというお話でした。基本的には県条例あるいは国の法律、それに基づいた文言に書き換えたということです。それとあとは審議会で出された御意見を反映した内容ということでもあります。何かこれについての質問や御意見がありましたら出していただけますか。

上條委員

1 点だけ。5 ページですね。第 4 条の第 2 項目、「教育関係者」が「事業者等」になっていますよね。それから、第 7 条「教育関係者の責務」というのが「何人も」というような形になっている、ただこの「第 7 条教育関係者の責務」が「教育における推進」に代わっている。「教育関係者」という部分が明示されないという変更になったのは誰からの意見ですか。

塩原会長

このところはですね、5 ページの方ですね、当初の、前回の会議における、第 4 条の第 2 項、このところは村の責務の中に「村は村民、事業者、教育関係者等と協働して取

り組むものとする」という文言でありました。で先ほどの説明のところではですね、前回の会議の中でこの「教育関係者」というところにちょっと、ここではそのときには触れていなかったんですが、この条例の見直しをするにあたっては、大前提として国と県に沿った形でという、そういう大前提の中でこういう作業を行ったということでありまして。それで、この教育関係者がいないという今の御指摘だったのですが、まず、第1条の目的のところでは、「この条例は男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、並びに「村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、」ここには教育関係者というのはいわけですね。従いまして、責務というのはどういう風になるのかっていうと「村、村民、事業者」そこにそれぞれの責務を位置付けていると。これは県の条例がそのようになっております。他市町村もそのようになっておりますので見直しをかけたということです。ただ先ほど事務方が説明しましたとおり、そうはいつでもこういったものを進めていくための教育というものの重要性が必要なのではないかとあえて残したものの、これは朝日村の特有の条文です。教育関係者って何ですかっていうこの前の会議で質問出ましたよね、そういうところが曖昧だったんですよ。だからその教育関係者っていうのは、すべての人が、みんなであらゆる場面をとおして教育をしていくんだというそういう形に置き換えたということです。とりあえず第1条に倣ってそれぞれの責務を見てきたと。

上條委員

あの、例えば「教育関係者」という文言がなくなって「事業者等」。具体的に責任もって取り組む、あの「教育」という観点から、取り組む、学校教育、社会教育とかそういう観点から、今清澤館長もいらっしゃるんですが、それはいいと思うんですよ。はっきりしなくても。ただこれから先、この男女共同参画の推進をしていくうえで、教育という部分が一番大事になってくるんじゃないかなと思うんですよ。あのっも僕たちの時にはなかったもんですから、「男女共同参画」なんてものは。時代が育ってきて、今学べる社会になってきている、非常に大変な、ちょっと頭の切り替えをしないとイケないような部分があるもんで、ただ、教育がやはり大事になるんじゃないかなと考えるもんですから、やはりその「教育関係者」しっかり取り組んでいかなきゃいけないんだよという文言は必要かなという風に思っていたんで、ただ、清澤館長さんの立場でいいんじゃないということであれば僕はいいと思いますけど。なんで「教育関係者」という部分だけなくなっちゃうのかなと、なんとも言えない。

塩原会長

今の上條さんの御意見は、従来の第7条「教育関係者の責務」というのは存在した方がいいんじゃないかという御意見でよろしいですか。

上條委員

はい。個人的にです。

塩原会長

それに代わりまして、第7条では、村の方の提案は、「何人も」という形で。あのすべての人が、あらゆる場面で教育を行うよう努めなければいけないと。いう文言に変わったわけですから。でありますので、それぞれの委員の皆さんの御意見をここでそれぞれ伺いして、集約をしたいと思っております。羽多野さんからお願いします。自分の私見でよろしいですから。

羽多野委員

私は、新しく変わった「何人も」、だから学校とかの関係者だけではなくて、皆さんでということであれば、やはり変えた方がいいかと思います。

筒井委員

前回このことについて意見述べたのは私なんですけど、私は第7条についていっただけでそれについて「教育における推進」という条文を持ってくるなら、形としては私こちらの新しいこちらの方がいいと思います。修正前のはちょっとわかりづらい。

下田委員

そうですね、私といたしましてもね、「教育関係者の責務」を「教育における推進」に変わったわけですけれども、私の第一印象は「教育関係者はこうでなければならない」というふうに書いてある元の方がいいかなって気はしますけどね。私はわかりやすい。

小林委員

ちょっと難しいですね。県と合わせるなら教育関係者は入らないってことですよ。そうですね私の意見とすれば、「教育関係者」っていうのが入らなくてもいい気がしますけどね。修正された形でよろしいんじゃないかと。

清澤委員

上條さんが言うように、こういうこと自体は共有していかないといけないことだと思うんです。そうすると、やはり教育関係者という文言があった方がいいような気がするんですけど、学校教育だけじゃないものですからね、どうしても社会教育とか。社会教育の場合は、どうしても「何人も」というふうに。それと県の方には「教育関係者」っていうのはないもん公民館なんかでも社会学習なんかを取り込んでいくにあたってこの「関係者」というよりも「何人も」という大きく包んでいくことの方がいいんじゃないかなあと私は感じますが。

小坂委員

「教育関係者」っていうのを入れないで「何人も」の方が意味広い部分になると思うので、「何人も」の方がいいと思うんですけども、家庭もある意味教育関係者に入ると思うんですよ、学校とか保育園とかそういうところばかりじゃなくて。家庭のちっちゃな場でもそういうところになるので、新しくなった修正案の「何人も」のほうが広い意味でいいと思います。

事務局

「教育関係者」をあえて入れてあった理由は、県内でも松本などの自治体ですと「教育関係者」とあえて入れているところが多かったので前回条文に入れたのですが、前回、筒井さんからの御意見を受けて、第4条で「村の責務」としているところで、教育関係者ですとか、村の組織は第4条で責務を示せばあえてそのあと教育関係者として書くことはなく、第7条に定義する教育関係者は、それ以外の社会教育ですとか、生涯学習の関係、民間の教育等を指すこととなります。ただ、それを条文として書き分けるのが事務方としては難しいところがありまして、でも「教育関係者」の部分を外してしまうと教育の関係がなくなってしまうため、教育の重要性を踏まえて条文にするとしたら、と考えたときに「何人も」という書き方ならすべてのあらゆる場で教育関係者とは言わず、家庭、こういった会議、などあらゆる場でお互いに教育をしていくことが伝えられると思い、そういった意

味でこのような条文になりました。

上條委員

いいんですよ、いいんだけども、僕の言ったのは、「教育関係者」具体的にあなたたちですよ、例えば、教育委員会なり、いろんな組織がありますよ、学校教育なり社会教育なり。それぞれの立場の人が、それぞれの責任でこういう男女共同参画の教育なりをしていった方がいいと思ったもんですから。ただ、皆さんは「何人も」っていう意見なんではないと思いますが、「何人も」というと、誰もやらなくなる、みんななんですよ、だからちょっとこれどうかなという、私の意見です。

塩原会長

まあ、村の責務というところとの整合性をどう取りながら第7条を生かしていくかというところだと思うんですね。でありますので、そのところは、第4条の村の責務というところでどのように教育機関ですね、あらゆる教育機関。それが村における。そういったところが、第7条と一緒にやっていかなければいけない、というようなところはあると思うんです。いずれにしても、みんなでやっていかないとこういったものは進まないという事務方の思い、それが教育、というところもありまして、この条例が生かされるような、具体的な施策ですね、それはこれからです。まずそのところを、具体的なアクションをどうするかってところを、これからみんなで御意見を出していただいて、この第7条、第4条が生きるような、具体的な施策を委員の皆さんから出していただくと。誰もやらなくなるのではなくみんなで進められる施策を村民目線を出していただくとそういった形で、これ全部できれば、この条例は生きるかと思うのですが、いかがでしょうか。ではそういった理解をしていただきながら第4条、第7条の関係を集約したいと思いたすがいかがでしょうか。

あと他に事務局から意見を求められているところがありましたので、そこについて御意見をお願いしたいと思います。3ページをお開きください。第2条定義です。(1)「男女共同参画社会とは」という「全ての人が」と「尊重され」というふうに直したところは、こういう定義にしてよろしいかというところですがいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

清澤委員

修正前の「男女」という言葉、できるだけなくしていただきたいと。こういうのを一番嫌がる人はいると思います。その点ではこの「全ての人が」というのはいいんじゃないかなと思います。

塩原会長

文言のところはこれでよろしいでしょうか。

事務局

1点確認したいことがございます。6ページの第10条。男女共同参画基本計画でありますけれども、一般的な、近隣の自治体をお知らせしますと、松本市・塩尻市は「市長」となっております。ある自治体ではここを「市」ということで、第1項を村として、第2項を村長としているところはありません。長野県は第1項はなく、第2項は「知事」となっております。ちなみに松本市塩尻市とも、すべての条文で「市は」で始まりますが、基本計画策定のところだけは、「市長」となっております。

塩原会長

今塩原総務課長からお話がありました、6ページの第10条、ここは男女共同参画基本計画のことについて決めている条文です、この第10条第1項は男女共同参画基本計画を策定しなければならないなければならないというを書いている条文です、で、この修正案は、主語は、「村は」となっていますが、近隣の市はここが「市長」という文言になっているという説明が今ございました。ここは「村長は」と変更していいかということでございます。でその下、そこは、村長はという文言に改めるという説明がありましたので、お認めいただいたのでそこはいいかと思いますが、第10条の第1項「村は」のところを「村長は」という書き方でいかがかということでございます。皆様の御意見をお願いしたいと思いますが。

県は、計画のところは、「第14条 知事は、男女共同参画社会基本法により、男女共同参画に関する基本的な計画(以下男女共同参画計画という)を定めようとするときは、県民、および事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画審議会の意見を聞かなくてはならない」という文言です。うちの条例は、「男女共同参画計画を策定する」というものを第1項にあり、第2項はそれを作るにあたっては意見を聞くというものに分かれているものですから、一括りにはしておりませんので、策定は、「村は」にした。第2項策定にあたって意見を聞くのは、村ではなく村長ということで。これは県方式にならっているということです。先ほど課長の方から話がありました、こここのところを、他市は、「市長」という言葉を使っているということでもあります。朝日村の条例でありますので、これはどちらにするかというのは、皆さんの意見をいただいて参考にするということをお願いしたいと思います。

上條委員

基本的に条例の作り方っていうのがあると思うので、事務局でこれが正しいと思えば、それでいいと思います。正しいというか、型であれば、間違いでなければ、いいと思います。

事務局

すみません。いわゆる男女共同参画基本法の中ですね、調べ切れていけませんので調べなければいけないんですが、「長は計画を策定しなければならない」となっておれば村長だと思いますし、他の自治体、県を除いて市町村では、この基本計画策定のところは「策定しなければならない」「策定にあたって意見を求めなければならない」というのはどちらも長もしくは市というので統一していて、片方だけ長、片方だけ市というのはないものですから、どちらかに合わせたいと思いますが事務局としては。

塩原会長

国の法律では第13条にあります、「政府は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。」これは男女共同参画基本計画のことになりますが、政府は、定めなければならないという文言を使っています。そして、いくつかありますが、内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて男女共同参画基本計画に関する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。というふうになっております。で、内閣総理大臣は、閣議決定があったときは、遅滞なく計画を公表しなければならないという文言が

書いてあります。今関係するところは、計画の策定のところは、国は政府はとなっております。

事務局

あと先ほど示させてもらいましたけれども、県は、1項2項は分けて1つにしています、知事は、計画を定める。知事は、定めるにあたっては、意見を聴かなければならないというふうにまとめていて、ここだけは知事というふうになっていますので、ここは村長とした方がいいのではないかと思いますけど。

上條委員

専門的な部分になるので、会長と、事務局で決めてもらえれば、あの、委員がああだこうだ言えない部分だから。それでいいと思います。会長と事務局で協議して決定していただければ。

塩原会長

ちょっとここは難しいところだと思います。事務局の方の専門ですので、わたしも詳しいものではございませんので、こちらの方に決定したらお知らせいただきたいと思います。

事務局

1点ですけれども。法制執務の第一法規さんの方にですね、先ほど言いました1マス開けなければならぬとかですね、ここに点をつけなければいけないとか、常用漢字の使い方についてとか専門的な細かいところのチェックにつきましては8月末までに回答いただくよう依頼をかけてございますので、最終的に、パブリックコメントに出すときはですね、文言が、点の位置とか、送り仮名の振り方とか一部変わっていることがございますのでご了承お願いいたします。

塩原会長

では最後に条例名の検討ということでございます。事務局の説明をお願いします。

(1) 朝日村男女共同参画推進条例(案)について(事務局)

ウ 条例名の検討

事務局

資料により説明

塩原会長

ただいまこの条例の名称をどうしましょうかというところですよ。今、仮称で「朝日村男女共同参画推進条例」です。この表題ですね。今説明があったとおり、名前は、簡潔で、内容を的確に表すもの、わかりやすい名称でなければならないという説明がありました。で、事務局案は「男女共同参画社会づくり条例」でどうかということでございます。いかがでしょうか。朝日村の条例は県に倣って作ってきたという経緯があります。そしてその県の条例名は「長野県男女共同参画社会づくり条例」となっております。そういったことで第1条にも前文にも反映されているということで、朝日村もそういう案でいかがですかということですよ。皆さんの御意見はいかがでしょうか。

筒井委員

他の朝日村の条例はどうなっているんでしょうか。「推進」がつくのか「づくり」がつくのか。そういうのがあるならそれと合わせたらどうかなって思うんですが。

事務局

これとってないですね朝日村には。

筒井委員

まだないということですね。そうするというならこれが最初になるなら他の条例名がこれに倣うことがあるかもしれない、大事なところだと思いますが。私は「推進」の方が好きです。だから「朝日村男女共同参画社会推進条例」がいいと思います。

下田委員

そうですね、私は、今の案の「朝日村男女共同参画社会推進条例」という今までの事務局の案でいいと思います。

小林委員

長野県を見ると「長野県男女共同参画社会づくり条例」と「づくり」がひらがなになっているのですが、朝日村も「づくり」にするならひらがなですか。まあ私は、「推進条例」の方が好きです。

清澤委員

私は案と書いていただいているこれでいいと思うんですけど。この目的にありますね、「男女共同参画社会の形成の促進」ですか、この形成というのをちょっと入れてもいいんじゃないかと思ったんですけどね。例えば「朝日村男女共同参画社会の形成を推進する条例」とか。そんなふうに作っていただいてもいいんじゃないかと。

上條委員

僕は事務局案でいいです。

小坂委員

「推進」がいいと思います。なんかそれを何回も聞いているのでそれがしっくりくるような気がするんで。

塩原会長

どちらかといいますとこの男女共同参画社会をみんなで「推進」していくんだという意見が多かったように思いますけども。

事務局

参考までに庁内で検討したときはですね、まあ本来ですと条例を制定して計画を策定するという流れになりますが、逆転していますが、庁内の方では「朝日村男女共同参画推進条例」とそのままでいいのではないかという意見がございました。

あとですね、長野県の場合は「長野県男女共同参画社会づくり条例」国は「男女共同参画社会基本法」ということでありますけれども、特に長野県はですね、長野県の条例の柱は「女性が活躍できる社会づくり」「安心安全な社会づくり」「男女共同参画基盤づくり」という3本柱になっていまして全て「社会づくり」がうたわれております。条例の本文の中ですね、長野県のみ、第3条にも第5条にも「男女共同参画社会づくり」と。長野県は「社会づくり」を前面に出したいということの現れでしょうか。ということで条例に反映されている状態かなと思います。

最終的には庁内でもう一度検討しますけれども、審議会の皆さんが庁内に任せていただけるということでしたら庁内の意見を通さしてもらいますし、庁内で検討した結果をまた審議会で検討いただかなければならないという堂々めぐり状態になってしまいますので、

この場で、審議会で決める、もしくは庁内に任せるということを決めていただければありがたいかと思います。

塩原会長

パブリックコメントの日程等もありますのでこの条例名が決まらないと何も進みませんので、今課長の方からお話がありましたが、とりあえず皆さんの意見をもらいましたので、とりあえず庁内の方で決めていただいて、もうそれを決定とするということによろしいでしょうか。ではよろしく願いいたします。

(2) 令和3年度進捗管理シート

塩原会長

それでは、令和3年度進捗管理シートの方に入らせていただきます。
まずですね、今、入ってきていただいた方々が、私たちが審議しているこの資料の関係についてたたき台をやっていただいている方々でございます。庁内の推進協議会の委員ということではありますが、各課の係長の職員ということですが、自己紹介でお願いいたします。(自己紹介)

塩原会長

ただいま自己紹介いただいたわけですが、行政のそれぞれの課から横と連携を取りながらこの男女共同参画を進めていかなければならないということで、検討いただいているということで御理解いただきたいと思います。

それでは早速ですが、シートの説明をお願いしたいと思います。

事務局・各課職員

資料により説明

塩原会長

ただいま各課より説明がございました。

本来はですね2時間くらいで会議は終了させたいという思いがございましたが、私の進行がうまくいかなかったところちょっとお詫びをしたいと思います。

これだけとにかく管理シートがこれだけ多岐にわたって男女共同参画の項目があると。そういった認識でこれをご覧いただいて、取組を、また11月に向けてですね、もう1回見直していただいて、検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では進捗管理シートについては以上で終わらせていただきますがよろしいでしょうか。よろしく願いします。では(3)その他 をまとめて説明をお願いしたいと思います。

(3) その他

事務局

次第1ページにより説明。

塩原会長

当面の日程について御説明がありました。本日御協議いただく内容は、すべて終了いたしました。全体通して何か質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。大変

熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

4 閉会

総務課長

長時間にわたり、ありがとうございました。以上をもちまして、第3回朝日村男女共同参画審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。